

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

◎日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年十一月二十七日法律第二百十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。